

○内閣府令第二十七号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、無尽業法（昭和六年法律第四十二号）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、保険業法（平成七年法律第五号）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年四月二十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を

次のように改正する。

第八条の二十七を次のように改める。

（継続企業の前提に関する注記）

第八条の二十七 貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- 三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- 四 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意⁽³³⁾中bをcとし、aの次に次のように加える。

- b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（(36)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

第二号様式記載上の注意⁽³⁶⁾中bをcとし、aの次に次のように加える。

- b 「4 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

（無尽業法施行細則の一部改正）

第三条 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

業務報告書雛形二記載上の注意1(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第100条に規定する継続企業の前提を

いう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第四条 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年 大蔵省
運輸省 令第二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一号中「当該組合の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他組合が将来にわたつて事業」を「当該組合が将来にわたつて事業活動」に改

める。

別紙様式第一号第2記載上の注意1(1)及び別紙様式第二号記載上の注意1(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業の前提（組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

（銀行法施行規則の一部改正）

第五条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「並びに第五号チ」を「第五号チ並びに第六号」に改め、同項に次の一号を加える。

六 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

第十九条の三中「及び第三号ホ」を「第三号ホ及び第四号」に改め、同条に次の一号を加える。

四 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

容

第三十四条の二十六第一項中「並びに第四号ホ」を「第四号ホ並びに第五号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 事業年度の末日において、当該銀行持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具體的内容

別紙様式第三号第2記載上の注意1(1)、別紙様式第三号の二第2記載上の注意1(1)、別紙様式第四号第2記載上の注意1(1)及び別紙様式第四号の二第2記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業的前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業的前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第五号の二第2の2記載上の注第1(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第六号の三第1貸借対照表の記載上の注意1(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第六号の三第2貸借対照表の記載上の注意1(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実

性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第六号の四第1号貸対照表の記載上の注意1(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業的前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業的前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第六号の四第2貸借対照表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号の三第1貸借対照表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号の三類の貸借対照表の附属上の注意1(1)を次のように定める。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除

く。) は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号の四第1貸借対照表の記載上の注意1(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提 (会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。) に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めるとき (当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。) は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号の四第2貸借対照表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第八号の二第1連結貸借対照表の記載上の注意2(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要

な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第八号の二第2連結貸借対照表の記簿上の注意1(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十二号第2の2記載上の2記載上(1)及び別紙様式第十三号の2第1連結貸借対照表の記載上の注意2(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業的前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業的前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別別紙様式第十三号の二第2連結貸借対照表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第六条 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項中「並びに第五号チ」を「第五号チ並びに第六号」に改め、同項に次の一号を加える。

六 事業年度の末日において、当該長期信用銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該長期信用銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

第十八条の三中「及び第三号ホ」を「第三号ホ及び第四号」に改め、同条に次の一号を加える。

四 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

第二十五条の八の二第二項中「並びに第四号ホ」を「第四号ホ並びに第五号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 事業年度の末日において、当該長期信用銀行持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該長期信用銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第七条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項第一号中「当該金庫の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他金庫が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。」を「当該金庫が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第百三十二条第一項第六号において同じ。」に関する注記」に改める。

第百三十二条第一項に次の一号を加える。

六 事業年度の末日において、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当

該金庫の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

第百三十三条に次の一号を加える。

四 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

別紙様式第二号記載上の注意 1. (1)を次のように改める。

(1) 継続企業的前提（信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業的前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別別紙様式第六号記帳上の注釋一(一)を次のように定める。

(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十号記簿上の注意１．(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第３項第１号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十二号第２記簿上の注意１．(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第３項第１号に規定する継続企業の前提をいう。以

下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十三号の二第一項第一号の二(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提 (信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)

は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十四号第2記簿上の注釈1。(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）

は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十四号の二第2の2記載上の注意1.(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業的前提（信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業的前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十五号第2記載上の注意1.(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第一号中「当該信用協同組合等の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、

重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他信用協同組合等が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。）」を「当該信用協同組合等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第六十九条第一項第六号において同じ。」に関する注記」に改める。

第六十九条第一項に次の一号を加える。

六 事業年度の末日において、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該信用協同組合等の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

第七十条に次の一号を加える。

四 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

別紙様式第二号記載上の注意 1. (1)を次のように改める。

- (1) 継続企業の前提（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第25条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別
- 別紙様式第六号記載上の注記1・(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第25条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に

関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第九号第2記載上の注意1・(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第25条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第九号の二第2の2「記帳上の注意1」(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（協金法施行規則第25条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、

次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十号第2記載上の注意1・(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第25条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十号の二第2の2・記載上の注意1・(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（協金法施行規則第25条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況

を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

（保険業法施行規則の一部改正）

第九条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の二第一項に次の一号を加える。

六 事業年度の末日において、当該保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第一項第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内

容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

第五十九条の三第一項に次の一号を加える。

四 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

第四百四十三条の二第一項第四号中「前各号」を「前三号」に、「第五十九条の二第一項第二号から第五号まで」を「第五十九条の二第一項第二号から第六号まで」に改める。

第二百十条の十の二第一項に次の一号を加える。

五 事業年度の末日において、当該保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具

体的内容

第二百十一条の三十七第一項に次の一号を加える。

六 事業年度の末日において、当該少額短期保険業者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該少額短期保険業者の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

第二百十一条の三十八第一項に次の一号を加える。

四 事業年度の末日において、当該特定少額短期保険業者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該特定少額短期保険業者の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

別紙様式第一号記載上の注意4(1)及び別紙様式第一号の五記載上の注意4(1)中「継続企業の前提」の次に「に関する注記」を加える。

別紙様式第二号第1記載上の注意1(1)、別紙様式第二号の二第1記載上の注意1(1)及び別紙様式第二号の三第1記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第三号第1記載上の注意1(1)、別紙様式第三号の二第1記載上の注意1(1)及び別紙様式第三号の三第1記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号第4生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号第4生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表の記載上の注意1(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消

し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号の二第4生命保険株式会社を表及び損害保険株式会社の表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲

げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号の二第4生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号の三第2の2(1)の表及び(2)の表の記載上の注意2(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、

又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲

げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号の三第2の2(3)の表及び(4)の表の記載上の注意2(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十二号第3記載上の注意1(1)及び別紙様式第十二号の二第3記載上の注意1(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に

重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十五号第2の2記載上の注記(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲

げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十六号の十七第4号額短期保険株式会社の表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業的前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業的前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十六号の十七第4号額短期保険相互会社の表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十六号の二十第2の2(1)の表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該連結会計年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十六号の二十第2の2の表の記号上の注1(1)を次のように定める。

(1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる

とき（当該連結会計年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十六号の二十五第2の2記号上の注第2(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

(特定目的会社の計算に関する規則の一部改正)

第十条 特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条を次のように改める。

（継続企業の前提に関する注記）

第五十一条 継続企業の前提に関する注記は、当該特定目的会社の事業年度の末日において、特定目的会社が資産流動化計画の計画期間にわたって事業活動を継続するとの前提（以下この条において「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該特定目的会社の事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別

（特定目的会社の監査に関する規則の一部改正）

第十一条 特定目的会社の監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「をいう。」の下に「に関する注記」を加える。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第十二条 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六十条を次のように改める。

（継続企業的前提に関する注記）

第六十条 継続企業的前提に関する注記は、当該投資法人の営業期間の末日において、投資法人が将来（

規約に存続期間の定めがあるときは、当該存続期間）にわたって営業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該投資法人の営業期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- 三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- 四 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別

（投資法人の会計監査に関する規則の一部改正）

第十三条 投資法人の会計監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号中「をいう。」の下に「に関する注記」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の二十七の規定は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意⁽³³⁾及び⁽³⁶⁾の改正規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める日以後に提出する有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書をいう。以下この条において同じ。）又は平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（同法第二十四条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する有価証券報告書をいう。以下この条におい

て同じ。)について適用し、当該各号に定める日前に提出する有価証券届出書又は平成二十一年三月三十一日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

一 金融商品取引法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者（当該有価証券の発行者が同項ただし書の規定の適用を受けている場合を除く。） 平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書を提出した日

二 前号に掲げる者以外の者 平成二十一年七月一日

（無尽業法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則（以下この条において「新規則」という。） 第四十五条第一号の規定は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表の

公告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表の公告については、なお従前の例による。

2 新規則別紙様式は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 銀行法第二十一条第一項に規定する説明書類の記載事項のうち第五条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十九条の二第一項第六号に掲げる事項、同法第二十一条第二項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第十九条の三第四号に掲げる事項及び同法第五十二条の二十九第一項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第三十四条の二十六第一項第五号に掲げる事項については、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 新規則別紙様式は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法（以下この条において「銀行法」という。）第二十一条第一項に規定する説明書類の記載事項のうち第六条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十八条の二第一項第六号に掲げる事項、銀行法第二十一条第二項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第十八条の三第四号に掲げる事項及び銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第二十五条の八の二第一項第五号に掲げる事項については、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条 信用金庫法施行規則第二十六条に規定する計算関係書類の記載事項のうち第七条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第三十一条第三項第一号に掲げる事項、信用金庫法第八十九条において準用する銀行法第二十一条第一項前段に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第三百三十二条第一項第六号に掲げる事項及び信用金庫法第八十九条において準用する銀行法

第二十一条第二項前段に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第三百三十三条第四号に掲げる事項については、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 新規則別紙様式は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第九条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第二十条に規定する計算関係書類の記載事項のうち
第八条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新規
則」という。）第二十五条第三項第一号に掲げる事項、協同組合による金融事業に関する法律第六条にお
いて準用する銀行法第二十一条第一項前段に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第六十九条第一項
第六号に掲げる事項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条において準用する銀行法第二十一条
第二項前段に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第七十条第四号に掲げる事項については、平成二
十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度に係

るものについては、なお従前の例による。

2 新規則別紙様式は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条 保険業法第百十一条第一項に規定する説明書類の記載事項のうち第九条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第五十九条の二第一項第六号に掲げる事項、同法第百十一条第二項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第五十九条の三第一項第四号に掲げる事項、同法第百九十九条において準用する同法第百十一条第一項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第百四十三条の二第一項第四号に掲げる事項、同法第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第二百十条の十の二第一項第五号に掲げる事項、同法第二百七十二條の十七において準用する同法第百十一条第一項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第二百十一条の三十七第一項第六号に掲げる事項及び同法第二百七十二條の十七において準用する同法第百十一条第二項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第二百十一条の三十八第一項第四号に掲げる事項については、平成二

十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 新規則別紙様式は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 第十条の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則第五十一条の規定は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る計算書類については、なお従前の例による。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 第十二条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則第六十条の規定は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する営業期間に係る計算書類について適用し、同日前に終了する営業期間に係る計算書類については、なお従前の例による。